

VI 組織

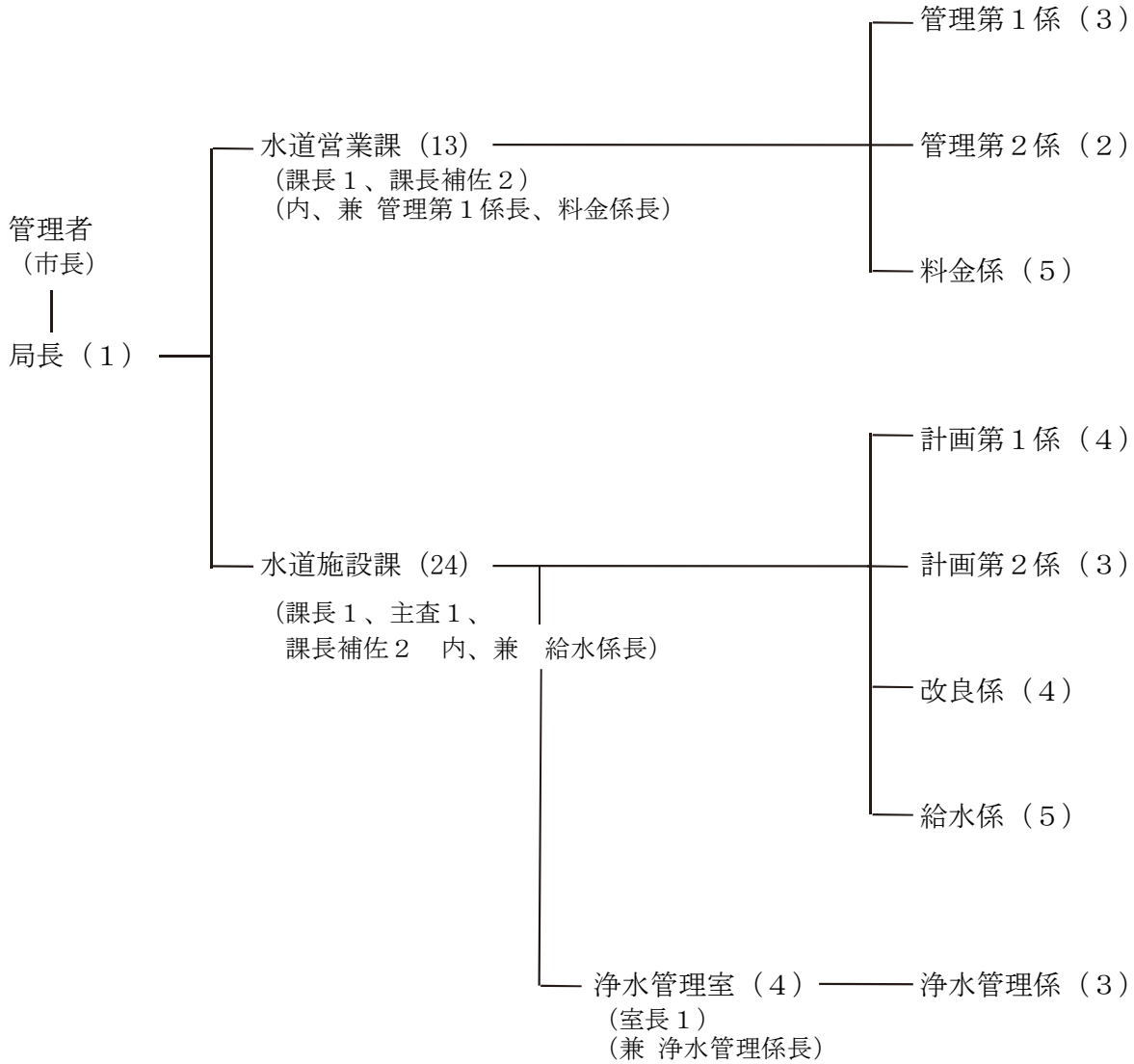
蛇口から
あふれるぼくらの
夢・未来

平成二十三年度 第五十三回水道週間スローガン

1. 機構図

平成28年（2016）3月31日現在

上下水道局（38）



2. 事務分掌

<水道営業課>

管理第1係

- (1) 上水道事業の総合計画及び事業計画に関すること。
- (2) 市議会提出議案に関すること。
- (3) 上水道事業の条例、規程その他法令に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 上水道事業の文書の収受に関すること。
- (6) 人事、給与及び労務に関すること。
- (7) 職員の研修及び教養に関すること。
- (8) 職員の福利厚生に関すること。
- (9) 上水道事業の予算及び決算に関すること。
- (10) 上水道事業の資金計画に関すること。
- (11) 上水道事業の国庫支出金、企業債及び一時借入金に関すること。
- (12) 上水道事業の資産の取得及び処分に関すること。
- (13) 上水道事業の現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (14) 工事の入札及び契約に関すること。
- (15) 指名願い及び指定給水装置工事業者に関すること。
- (16) 入札参加資格審査に関すること。
- (17) 諸資材、物品等の購入契約に関すること。
- (18) 上水道事業の貯蔵品の出納保管に関すること。
- (19) 上水道事業の会計経理に関すること。
- (20) 各種統計調査に関すること。
- (21) 庁舎の管理、庁中の取締及び当直に関すること。
- (22) 市町村職員共済組合に関すること。
- (23) 個人情報の管理に関すること。
- (24) 水道料金等審議会に関すること。
- (25) 局内（水道事業に限る。）の庶務に関すること。
- (26) 課内の庶務に関すること。
- (27) 災害対策に関すること。
- (28) 分水及び受水に関すること。
- (29) 車両の管理に関すること。

管理第2係

- (1) 簡易水道（飲料水供給事業を含む。以下同じ。）の総合計画及び事業計画に関すること。
- (2) 簡易水道の条例、規則その他法令に関すること。
- (3) 簡易水道に関する文書の収受に関すること。
- (4) 簡易水道の予算及び決算に関すること。

- (5) 簡易水道の国庫支出金、起債及び一時借入金に関する事。
- (6) 簡易水道の資産の取得及び処分に関する事。
- (7) 簡易水道の会計経理に関する事。
- (8) 簡易水道の調定に関する事。
- (9) 簡易水道に関する各種届出等に関する事。

料 金 係

- (1) 水道料金（全ての水道事業の料金をいう。ただし、斐川地域を除く。以下同じ。）の調定に関する事。
- (2) 水道料金の納入通知書の作成及び発送に関する事。
- (3) 水道料金の徴収又は督促に関する事。
- (4) 水道料金の収納に関する事。
- (5) 水道料金の軽減又は免除に関する事。
- (6) 検針データの処理に関する事。
- (7) 料金システムの管理運用に関する事。
- (8) 使用水量の認定に関する事。
- (9) 給水の開始及び中止の受付に関する事。
- (10) 公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、漁業集落排水施設使用料、小規模集合排水施設使用料及び浄化槽施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）の徴収等に関する事。（ただし、斐川地域を除く。）
- (11) 広報及びホームページに関する事。

<水道施設課>

計画第1係

- (1) 上水道事業の基本計画及び事業認可に関する事。
- (2) 上水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (3) 上水道の水道施設台帳整備に関する事。

計画第2係

- (1) 簡易水道事業の基本計画及び事業認可に関する事。
- (2) 簡易水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (3) 簡易水道の水道施設台帳整備に関する事。

改良係

- (1) 上水道施設の支障移転等に関する事。
- (2) 簡易水道施設の支障移転等に関する事。

給水係

- (1) 配水施設及び給水施設の維持管理に関する事。
- (2) 有収率に関する事。
- (3) 水質等苦情処理に関する事。
- (4) 給水に関する諸届の受付処理に関する事。

- (5) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (6) 給水装置工事に関する事。
- (7) 水道メーターの管理及び取替修理に関する事。
- (8) 専用水道、簡易専用水道及び小規模貯水水道に関する事。
- (9) 管路図面の整備に関する事。

<浄水管理室>

浄水管理係

- (1) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (2) 水道施設（配水施設を除く。）の運転と維持管理に関する事。
- (3) 電気及び計装設備に関する事。

<平田営業所>

- (1) 水道料金、下水道使用料等の徴収及び督促に関する事。
- (2) 水道料金、下水道使用料等の軽減又は免除に関する事。
- (3) 検針データの処理に関する事。
- (4) 使用水量の認定に関する事。
- (5) 給水の開始、中止の受付、水道メーターの管理及び取替等に関する事。
- (6) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (7) 水道施設の支障移転等に関する事。
- (8) 水道施設台帳の整備に関する事。
- (9) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (10) 給水装置の維持管理に関する事。
- (11) 給水に関する諸届の受付に関する事。
- (12) 水道施設の運転と維持管理に関する事。
- (13) 有収率に関する事。
- (14) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (15) 災害対策に関する事。
- (16) 営業所の所管に係る用地の買収、借入れ及び補償に関する事。
- (17) 水道事業に係る局との連絡及び地元調整に関する事。
- (18) 管路図面の整備に関する事。

<河南営業所>

- (1) 水道料金、下水道使用料等の徴収及び督促に関する事。
- (2) 水道料金、下水道使用料等の軽減又は免除に関する事。
- (3) 検針データの処理に関する事。
- (4) 使用水量の認定に関する事。
- (5) 給水の開始、中止の受付、水道メーターの管理及び取替等に関する事。

- (6) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (7) 水道施設の支障移転等に関する事。
- (8) 水道施設台帳の整備に関する事。
- (9) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (10) 給水装置の維持管理に関する事。
- (11) 給水に関する諸届の受付に関する事。
- (12) 水道施設の運転と維持管理に関する事。
- (13) 有収率に関する事。
- (14) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (15) 災害対策に関する事。
- (16) 営業所の所管に係る用地の買収、借入れ及び補償に関する事。
- (17) 水道事業に係る局との連絡及び地元調整に関する事。
- (18) 施設分担金の賦課及び徴収に関する事。
- (19) 管路図面の整備に関する事。

<斐川営業所>

- (1) 簡易水道料金の賦課、徴収、減免等に関する事。
- (2) 簡易水道の給水に関する諸届に関する事。
- (3) 簡易水道施設の維持管理に関する事。
- (4) 簡易水道施設の台帳整理に関する事。
- (5) 簡易水道組合に関する事。
- (6) 簡易水道事業の計画・設計・積算・施工管理に関する事。

3. 職員配置表（平成28年3月31日現在）

（単位：人）

| 所属別 | 職員数 | 事務 | 技術 | 補職名 | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|-----|----|----|------|----|------|----|------|----|----|
| | | | | 局長 | 課長 | 主査 | 課長補佐 | 室長 | 係長 | 主任 | 主任技師 | 主事 | 技師 |
| 総数 | 38 | 21 | 17 | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 | 4(4) | 11 | 9 | 4 | 1 |
| 局長 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | | |
| 水道営業課 | 13 | 13 | | | 1 | | 2 | | 1(2) | 7 | | 2 | |
| 管理第1係 | 3(1) | 3(1) | | | | | | | (1) | 2 | | 1 | |
| 管理第2係 | 2 | 2 | | | | | | | 1 | 1 | | | |
| 料金係 | 5(1) | 5(1) | | | | | | | (1) | 4 | | 1 | |
| 水道施設課 | 20 | 6 | 14 | | 1 | 1 | 2 | | 3(1) | 3 | 8 | 2 | 1 |
| 計画第1係 | 4 | 1 | 3 | | | | | | 1 | | 2 | 1 | |
| 計画第2係 | 3 | | 3 | | | | | | 1 | | 2 | | |
| 改良係 | 4 | | 4 | | | | | | 1 | | 3 | | |
| 給水係 | 5(1) | 4(1) | 1 | | | | | | (1) | 3 | 1 | 1 | |
| 浄水管理室 | 4 | 1 | 3 | | | | | 1 | (1) | 1 | 1 | | 1 |
| 浄水管理係 | 3(1) | 1 | 2(1) | | | | | | (1) | 1 | 1 | | 1 |

（ ）内は兼務職員再掲

4. 年齢別職員構成（平成28年3月31日現在）

| 区分 年齢別 | 事務 | 技術 | 合計 | 構成比 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 20才未満 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0.0 % |
| 20才以上～25才未満 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 25 〃 ～30 〃 | 0 | 1 | 1 | 2.6 |
| 30 〃 ～35 〃 | 1 | 0 | 1 | 2.6 |
| 35 〃 ～40 〃 | 4 | 0 | 4 | 10.5 |
| 40 〃 ～45 〃 | 8 | 6 | 14 | 36.9 |
| 45 〃 ～50 〃 | 1 | 5 | 6 | 15.8 |
| 50 〃 ～55 〃 | 3 | 1 | 4 | 10.5 |
| 55 〃 | 4 | 4 | 8 | 21.1 |
| 合計 | 21 | 17 | 38 | 100.0 |
| 平均年齢 | 45歳7月 | 47歳4月 | 46歳5月 | |

5. 勤続年数別職員構成（平成28年3月31日現在）

| 区分 年数別 | 事務 | 技術 | 合計 | 構成比 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 1年未満 | 0 人 | 1 人 | 1 人 | 2.6 % |
| 1年以上～3年未満 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 3 〃 ～5 〃 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 5 〃 ～10 〃 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 10 〃 ～15 〃 | 1 | 1 | 2 | 5.3 |
| 15 〃 ～20 〃 | 6 | 4 | 10 | 26.3 |
| 20 〃 ～25 〃 | 6 | 2 | 8 | 21.1 |
| 25 〃 ～30 〃 | 2 | 4 | 6 | 15.8 |
| 30 〃 ～35 〃 | 4 | 2 | 6 | 15.8 |
| 35 〃 | 2 | 3 | 5 | 13.1 |
| 合計 | 21 | 17 | 38 | 100.0 |
| 平均勤続年数 | 23年7月 | 24年2月 | 23年9月 | |

*市職員としての通算勤続年数